

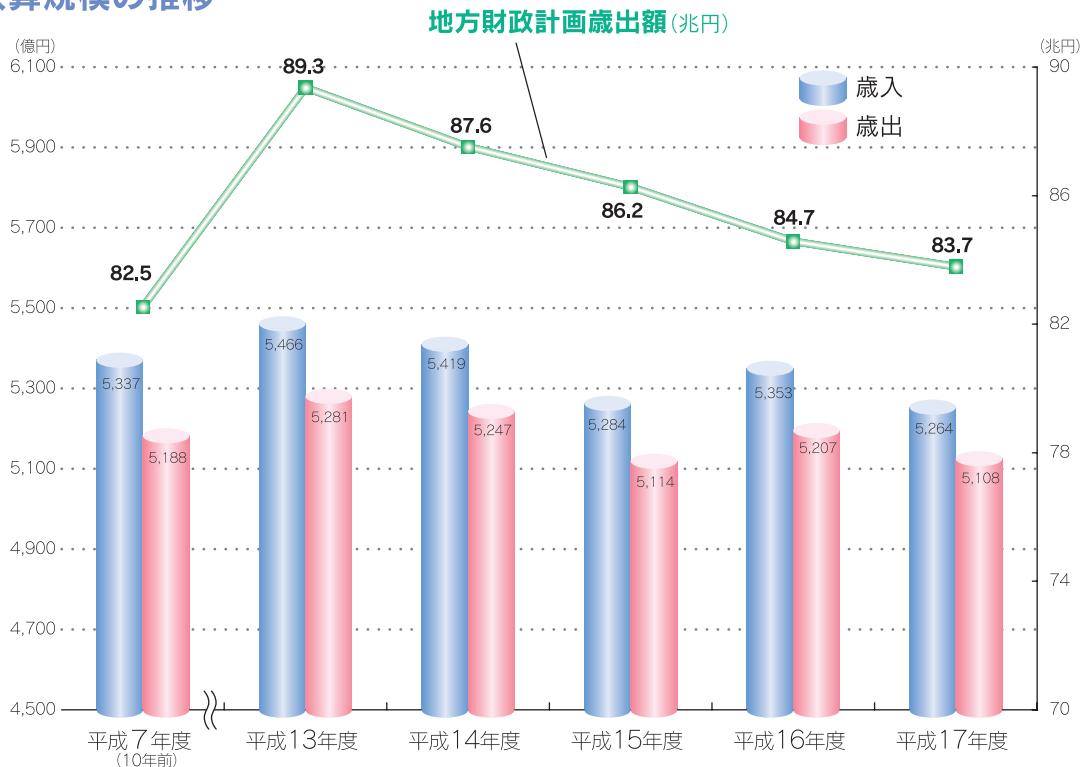
平成17年度の市町村財政の状況

1 決算規模

地方財政計画と市町村の決算規模はどのような関係にあるのでしょうか？

歳入 5,264億円 (平成16年度 5,353億円 前年度比 △ 1.7%)
 歳出 5,108億円 (平成16年度 5,207億円 前年度比 △ 1.9%)
 決算規模は、歳入、歳出ともに16年度より減少しています。歳入では繰入金、歳出では人件費、普通建設事業費が主に減少しています。

決算規模の推移



大分県の市町村財政が全国に占める割合はどのくらいでしょうか？

地方財政に占める大分県市町村の割合 (平成17年度決算 歳出ベース-速報値)



※地方財政計画
 翌年度の地方財政全体の収支の見込みを示したもので、地方交付税制度との関わりにおいて、地方財源の保障を行っているほか、毎年度のあるべき地方行財政水準や行財政制度の改正に伴う経費の増減等を歳出として計上し、税財政制度の改正を織り込んだ収入見込額等を歳入として計上しているため、個々の地方公共団体の行財政運営の指針となっています。

2 決算収支

市町村の決算収支はどのようになっているのでしょうか？

実質収支※1は117億円の黒字で、県内18市町村全てで黒字となりました。

実質収支比率※2はこれまで、全国平均より高い水準で推移してきましたが、近年は比率が下がりました。

また、単年度収支※4は、引き続き黒字となり、実質単年度収支※5は2年ぶりに黒字となりました。

これは、地方税、地方交付税等の増加により、財源不足を補てんすることを目的とした基金の取崩しが減少したこと等によるものですが、市町村合併を契機として、さらなる行財政改革の推進が必要です。

実質収支等の推移

※1 実質収支

実質収支とは、地方公共団体の1年間の歳入と歳出の差額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源を引いた決算額のことをいいます。地方公共団体は営利を目的として存立するものではないので、黒字の額、すなわち剰余金は行政水準の向上、住民負担の軽減などに当てられるべきであり、黒字額が多いほど良いと言えるものではありません。

※2 実質収支比率

標準財政規模※3に対する実質収支額の割合のことで、3～5%程度が望ましいとされています。

※3 標準財政規模

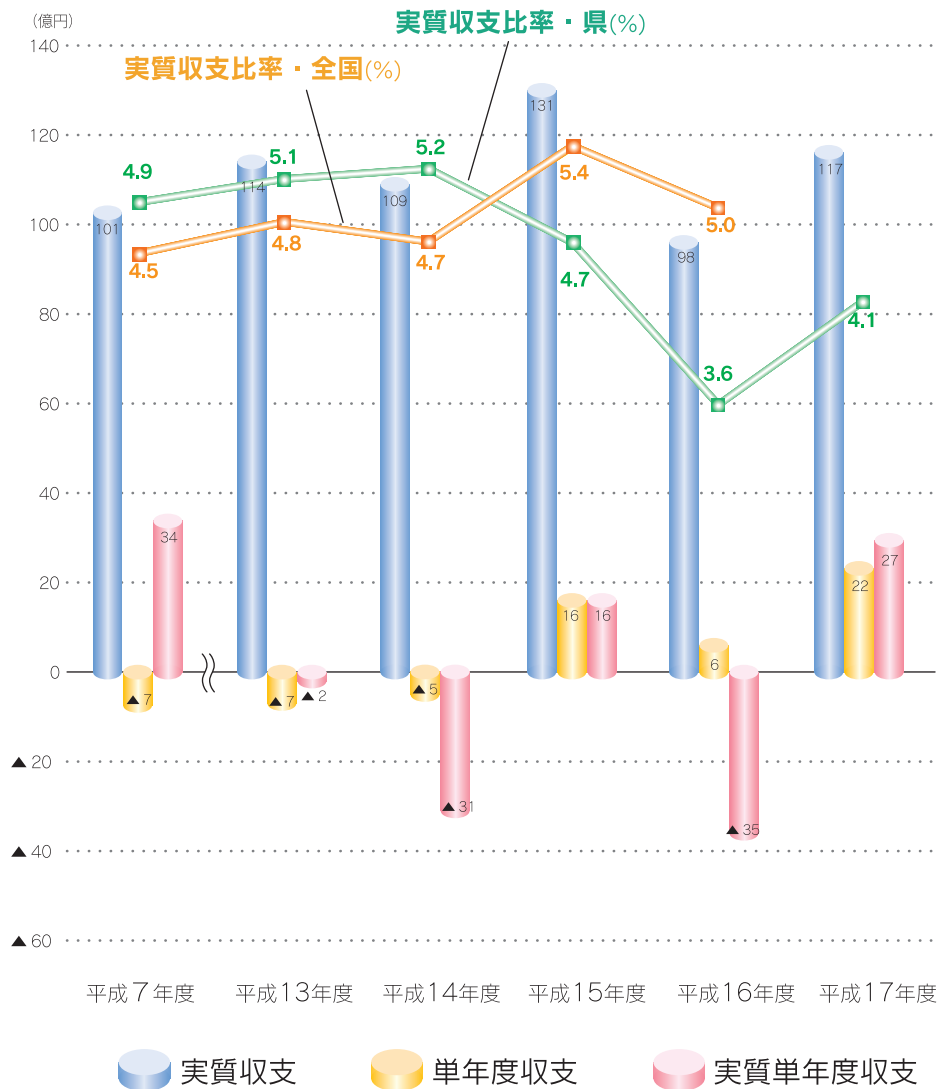
地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額等と普通交付税を合算したものです。

※4 単年度収支

単年度収支とは、当該年度の決算による実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、当該年度だけの収支を表します。

※5 実質単年度収支

単年度収支から実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金、地方債繰上償還金等）や赤字要素（積立金の取り崩し等）を控除したもので、実質的にその年度が黒字であったか赤字であったかを見る指標です。



財政講座

地方公共団体の倒産

地方公共団体の財政が悪化し、資金繰りができなくなった場合どうなるのでしょうか。

市町村において実質収支比率の赤字が20%を超えると、ほぼ全ての起債が制限される自主再建か、準用再建団体として総務大臣の同意を受けるかの選択を迫られます。

準用再建団体になると、財政再建計画に基づき予算の編成を行うこととなるなど、地方公共団体の予算の編成権に制約を受けることになります。

この場合、使用料・手数料等の値上げや、普通建設事業の抑制などの措置が行われることになります。

3 歳 入

市町村の歳入にはどのようなものがあるのでしょうか？

市町村の歳入構成比を見ると地方税（27.7%）が最も高く、地方交付税※1（24.8%）、国庫支出金（12.2%）の順となっています。

また、歳入全体に占める一般財源※3の割合（一般財源比率）は、前年度に比べて3.0ポイント上昇し58.3%となっています。

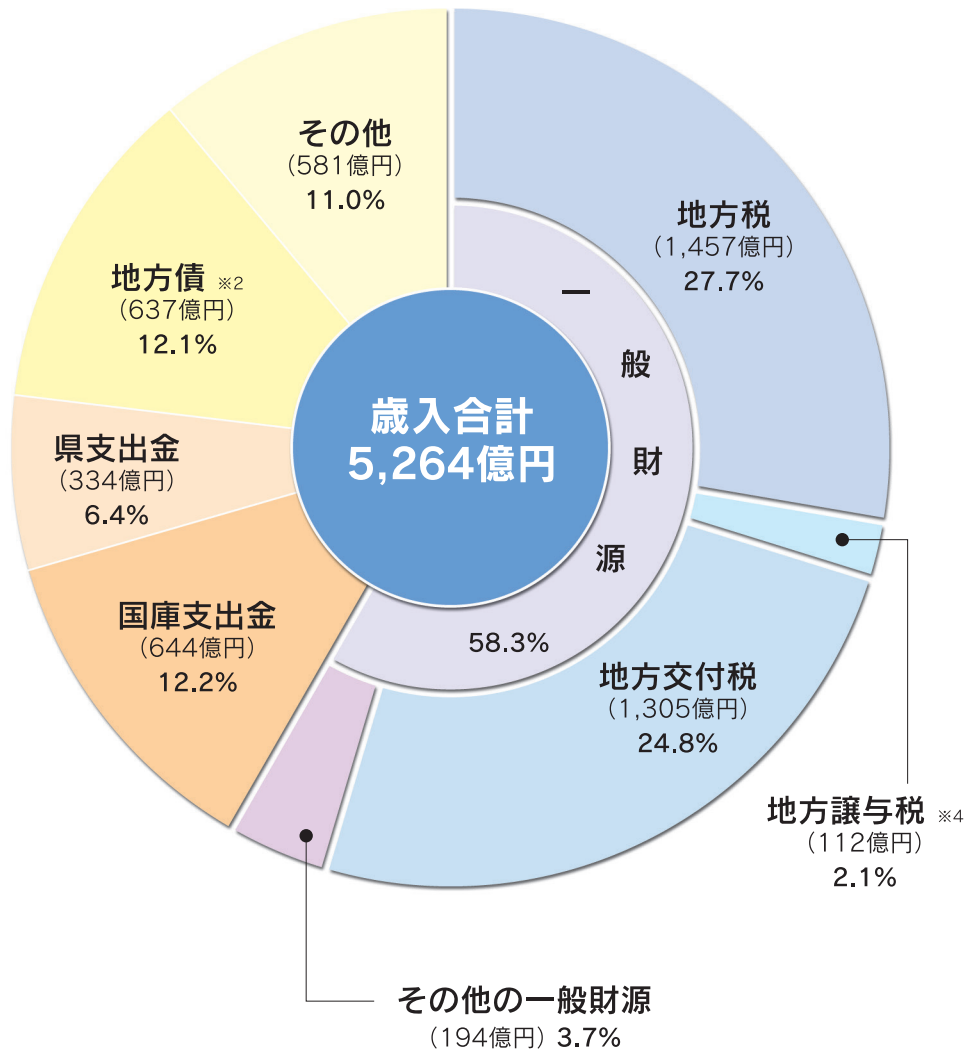
歳入内訳の構成

※1 地方交付税
どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスが提供できるよう財源を保障する（財源保障機能）ため、本来地方の税収入とするべき財源を国が代わって徴収し、地方公共団体の財源の不均衡を調整する（財源調整機能）ために再配分されるもの。

※2 地方債
地方公共団体の債務のうち、償還期間が1会計年度を越えるものを指します。

※3 一般財源
地方税、地方交付税などの用途が特定されていない財源のことで、地方公共団体が様々な行政ニーズに適切に対応するためには、この一般財源の確保が重要になります。一方、地方債、国庫支出金等用途が定められている財源は特定財源と呼びます。

※4 地方譲与税
国税として徴収され、地方公共団体に譲与される税で、地方道路譲与税などがあります。



自主財源と依存財源



財政講座

地方公共団体の歳入構造を分析する際の指標として自主財源比率という指標があります。これは歳入全体のうち、地方税や使用料・手数料などのように地方公共団体が自主的に収入することができるものの占める割合を示すもので、この指標が高ければ高いほど、財源の調達やその用途の決定において自主性が高いといえます。このため、地方公共団体においては、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に頼らず、地方税等の自主財源を中心とした財政を目指す必要があるといえます。（参考：平成16年度決算における自主財源比率 本県市町村42.2% 全国市町村49.8%）

市町村の歳入内訳はどのように推移しているでしょうか？

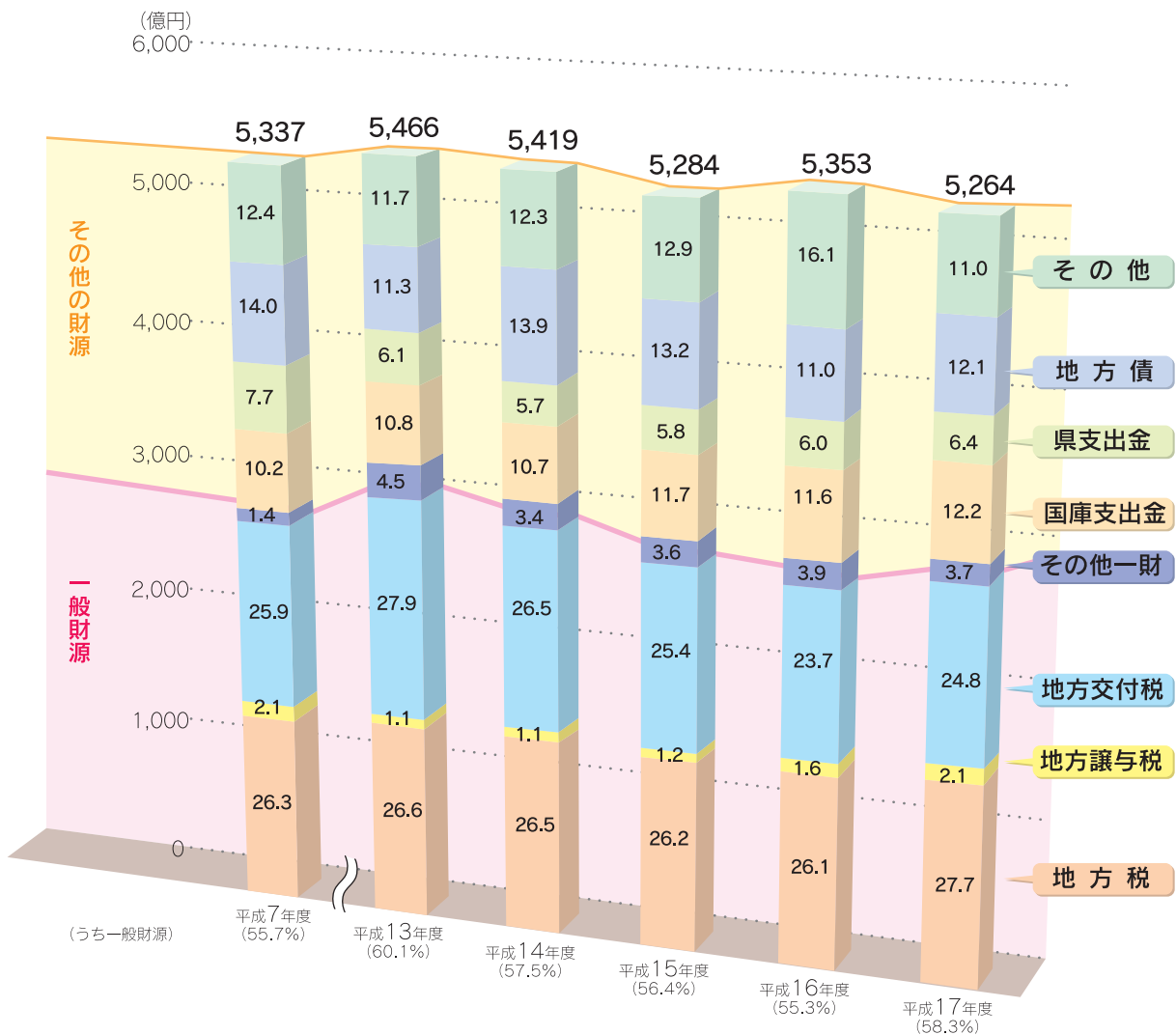
地方税は、好調な企業収益を反映した法人市町村民税の増等で、前年度より1.6ポイント上昇し27.7%となっています。

地方税と並んで、本縣市町村の歳入の柱である地方交付税は、交付税制度の見直しにより、減少傾向にありましたが、平成17年度は生活保護給付事務が県から市町村合併後の新市に移管されたこと等により、前年度より1.1ポイント上昇し24.8%となっています。

地方債の構成比は、合併特例事業債の増加等の影響で昨年度から1.1ポイント上昇し、平成17年度は12.1%となっています。

一般財源の構成比は、平成13年度以降の交付税の減少の影響をうけ低下傾向にありましたが、平成17年度は地方税及び地方交付税が増となった影響で、前年度より3.0ポイント上昇し58.3%となっています。

歳入内訳の推移



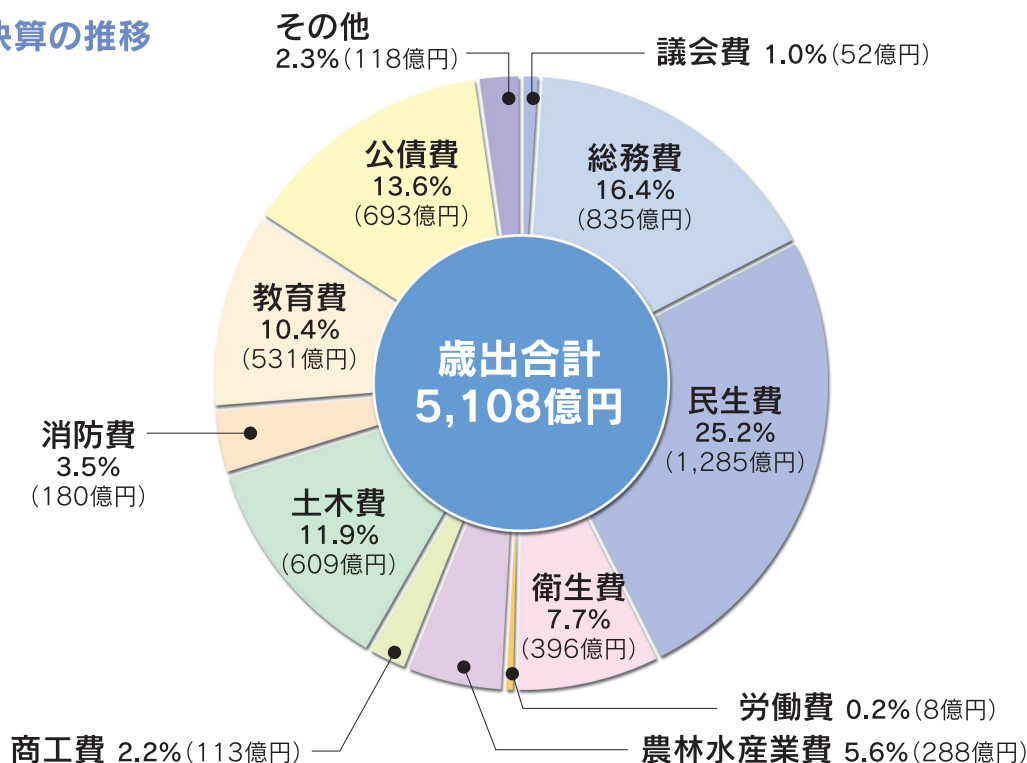
4 歳 出

市町村の歳出はどのような目的に使われているのでしょうか？

市町村の目的別歳出構成比を見ると民生費（25.2%）が最も高く、ついで総務費（16.4%）、公債費（13.6%）の順になっています。

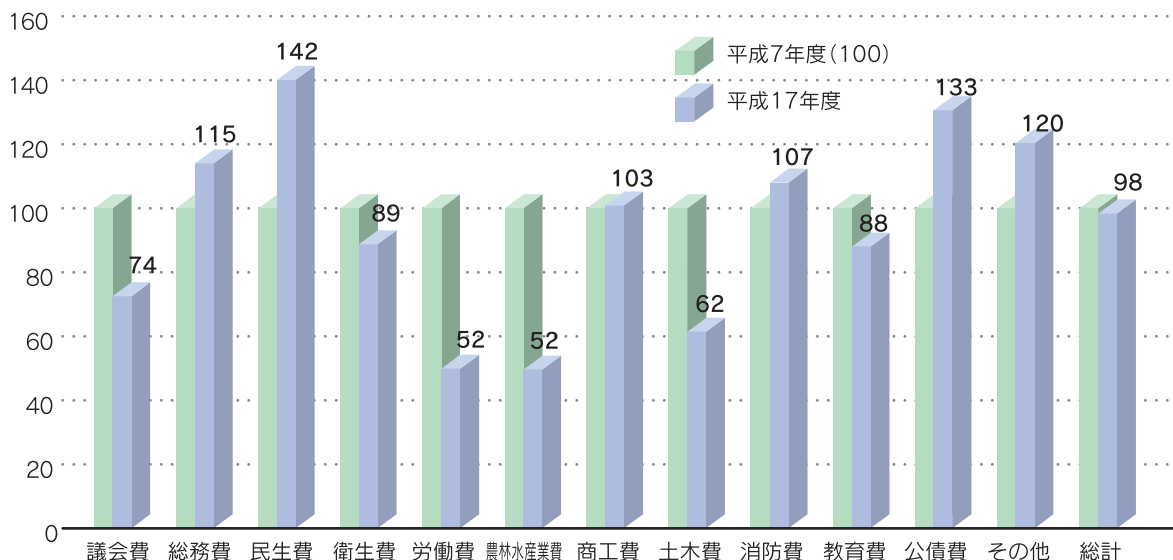
- 総務費：退職金（警察費及び教育費に係るものを除く）、基金積立金、徴税・選挙等の費用
- 民生費：児童、高齢者、心身障害者等のための福祉施設の整備や運営、生活保護の実施等の費用
- 衛生費：医療、公衆衛生、し尿処理、ごみ処理等に係る費用
- 土木費：道路、河川、住宅、公園など各種の公共施設の建設整備の費用
- 教育費：学校教育、社会教育などに使われる費用
- 公債費：借入金の元金・利子などの支払いの費用

目的別歳出決算の推移



10年前の目的別歳出と比較するとどのような変化があるのでしょうか？

10年前と比較すると民生費、公債費、総務費、消防費、商工費が増加しています。



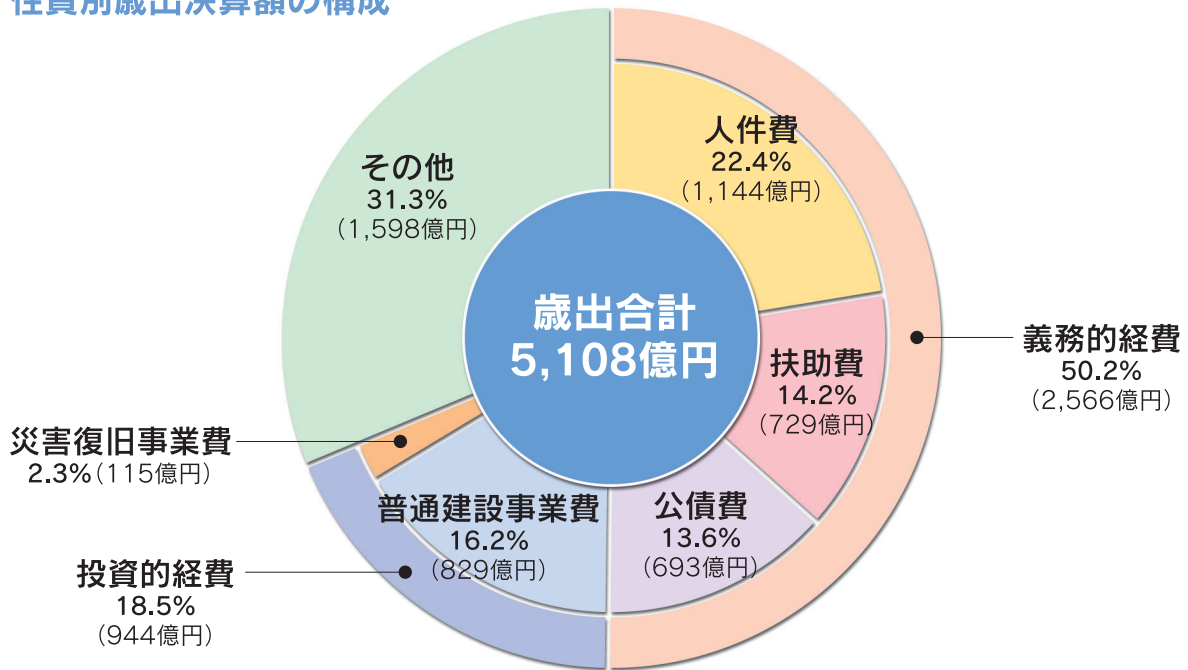
市町村の歳出はどのような性質に分類されるのでしょうか？

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）構成比 50.2%（平成16年度49.7% 0.5%増）

投資的経費構成比 18.5%（平成16年度20.0% 1.5%減）

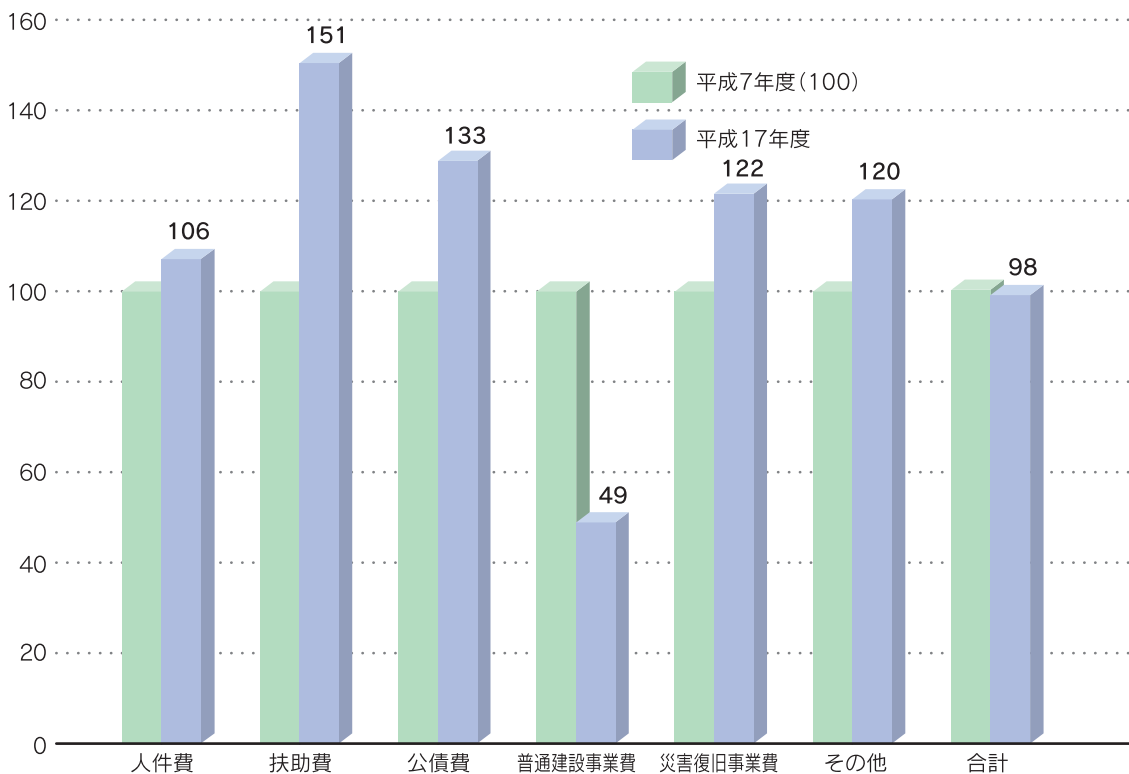
性質別歳出構成比は、人件費（22.4%）が最も高く、次いで、普通建設事業費（16.2%）、扶助費（14.2%）、公債費（13.6%）の順になっています。

性質別歳出決算額の構成



10年前の性質別歳出と比較するとどのような変化があるのでしょうか？

義務的経費である人件費、扶助費、公債費が大きく増加している一方で、投資的経費の普通建設事業費が減少していることがわかります。



5 将来にわたる財政負担の状況

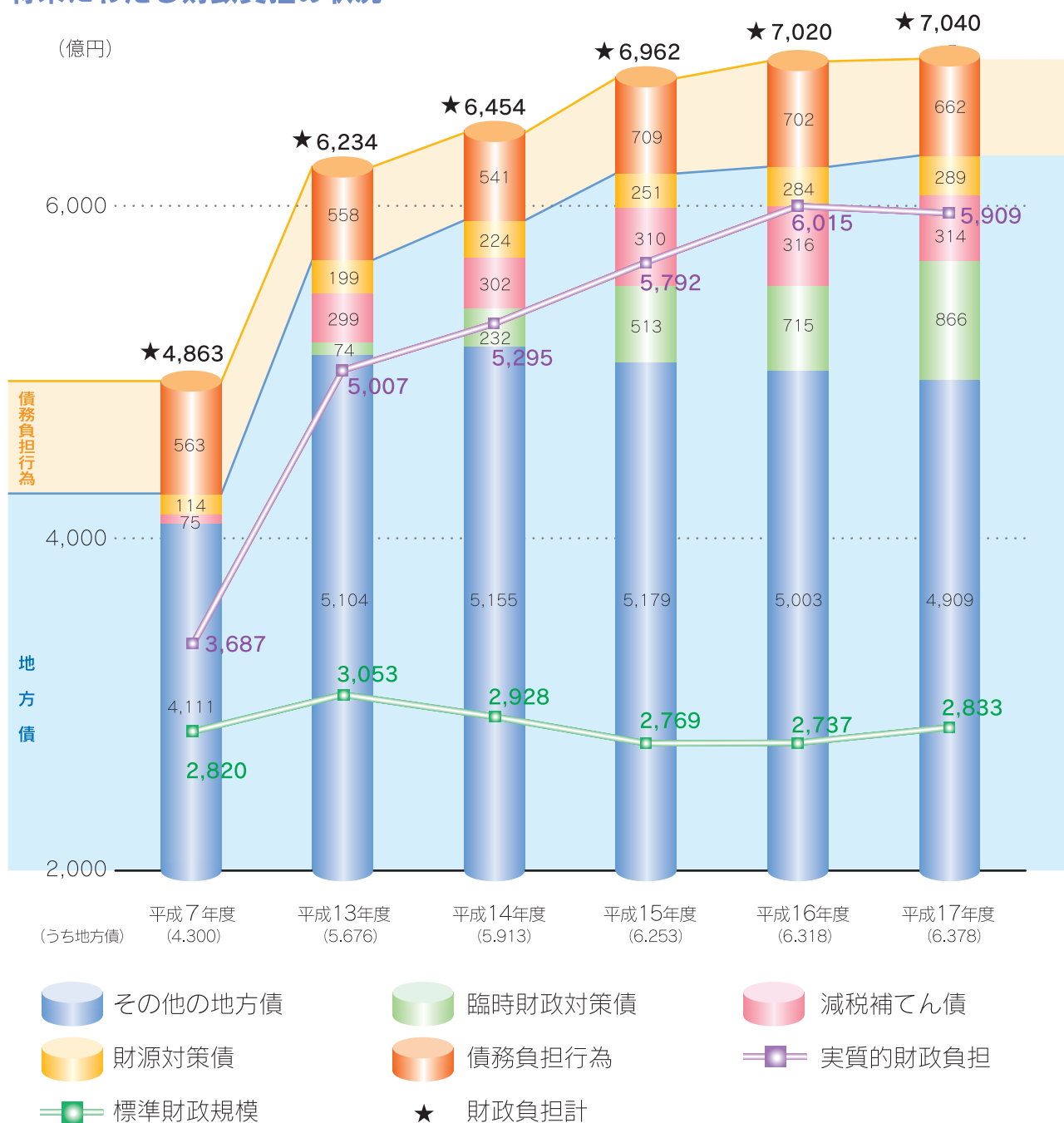
市町村の将来にわたる実質的な財政負担はどれくらいでしょうか？

平成17年度末の地方債現在高は、6,378億円で、前年度末現在高と比べると60億円（1.0%）増加し、10年前（平成7年度：4,300億円）の約1.5倍となっています。

これは、地方税収の落ち込みや減税に伴う税収の補てん、経済対策に伴う公共投資の追加、臨時財政対策債※の発行等の要因によるものです。

地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた地方公共団体の将来にわたる実質的な財政負担は、5,909億円で前年度に比べて106億円と減少したものの、依然として大きく、今後の課題となっています。

将来にわたる財政負担の状況



※ 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることができることとされた赤字地方債。

6 公営企業の状況

1. 公営企業の役割

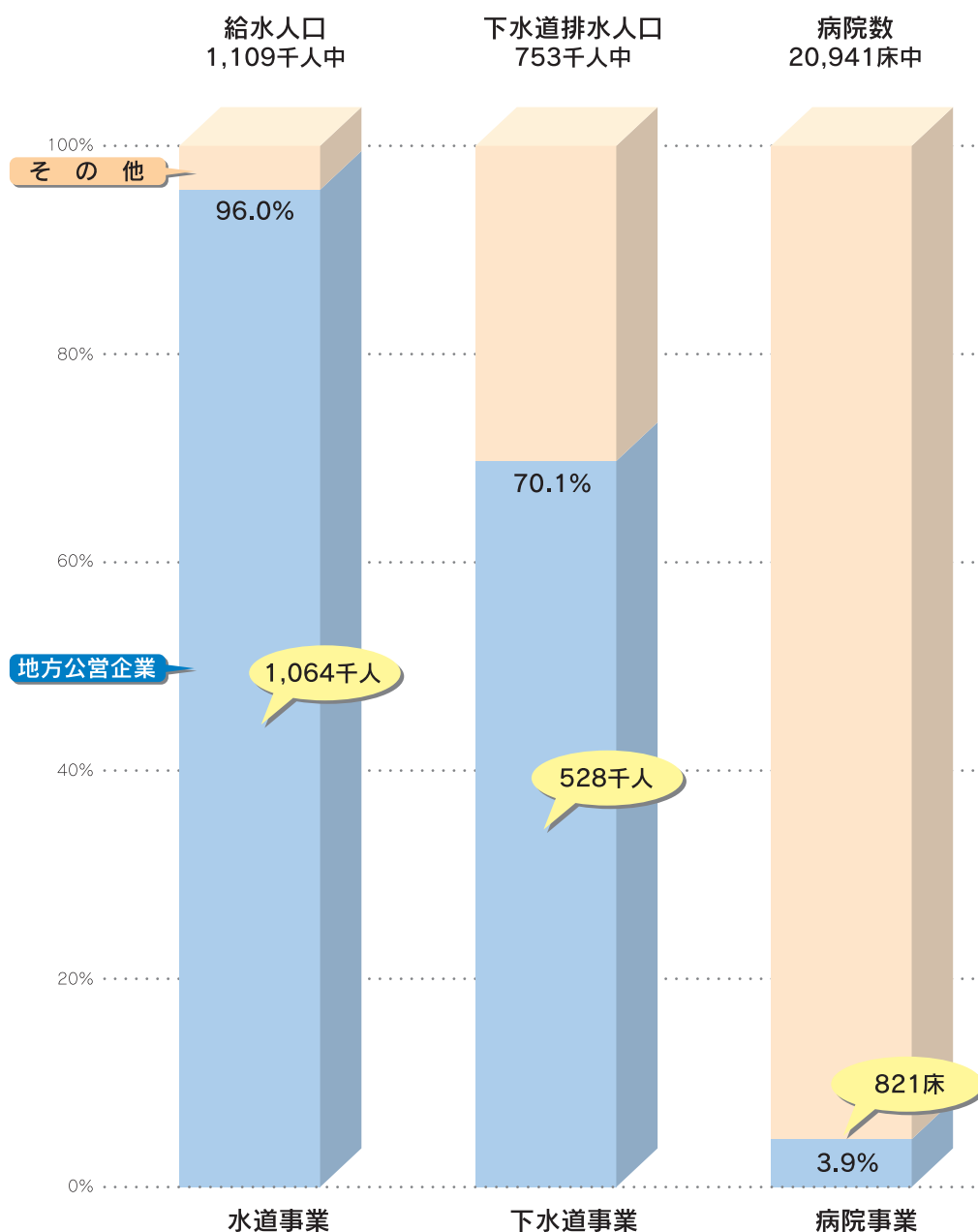
市町村の公営企業はどのような役割を果たしているのでしょうか？

地方公共団体は、一般的な行政活動を行うとともに、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、汚水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するといった様々な事業（＝企業活動）を行っています。

こうした事業を行うために地方公共団体が直接、社会公共の利益を目的として経営する企業を総称して地方公営企業と呼んでおり、水道事業、交通事業、病院事業、下水道事業などが代表的なものです。

地方公営企業は、住民の生活水準の確保、向上のため、大きな役割を果たしており、特に上下水道事業については、そのほとんどが地方公営企業として行われています。

地方公営企業が占める割合



グラフは、実施されている事業全体を100とした場合の市町村の地方公営企業が占める割合を表しています。

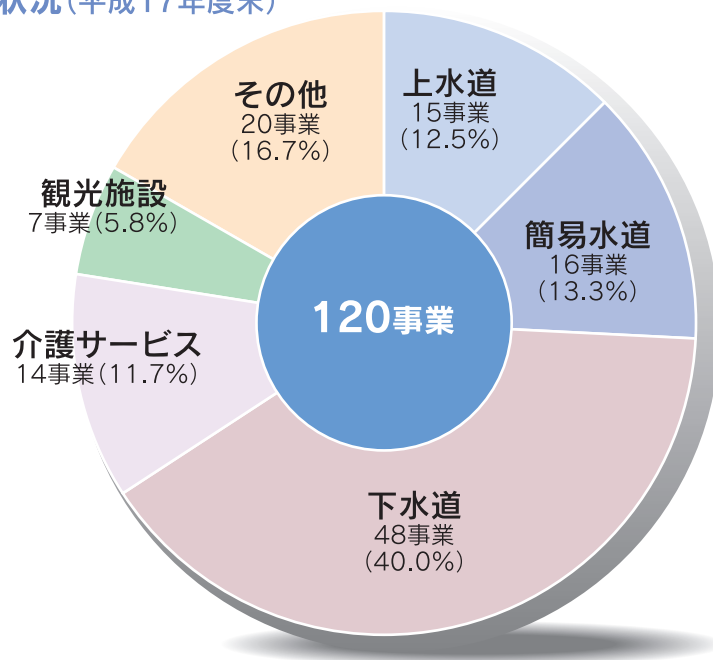
2. 事業数と決算規模

どのような事業が公営企業として行われているのでしょうか？

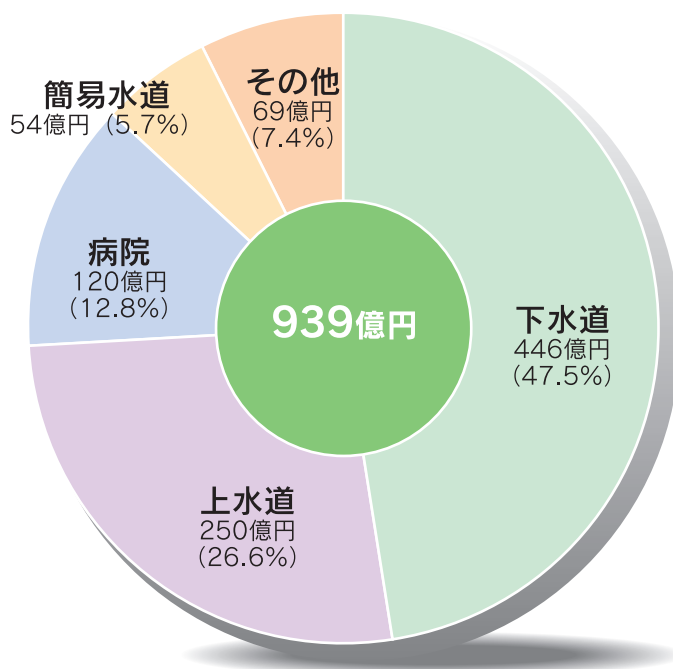
平成17年度末で、120事業が公営企業として経営されており、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、簡易水道事業、上水道事業、介護サービス事業、観光施設事業の順となっています。

決算規模は、939億円で、事業別に見ると、下水道事業が最も大きな割合を占め、以下、上水道事業、病院事業、簡易水道事業の順になっています。

公営企業数の状況(平成17年度末)



決算規模の状況



※公営企業の決算規模

法適用企業……決算規模＝総費用－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業…決算規模＝収益的支出＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

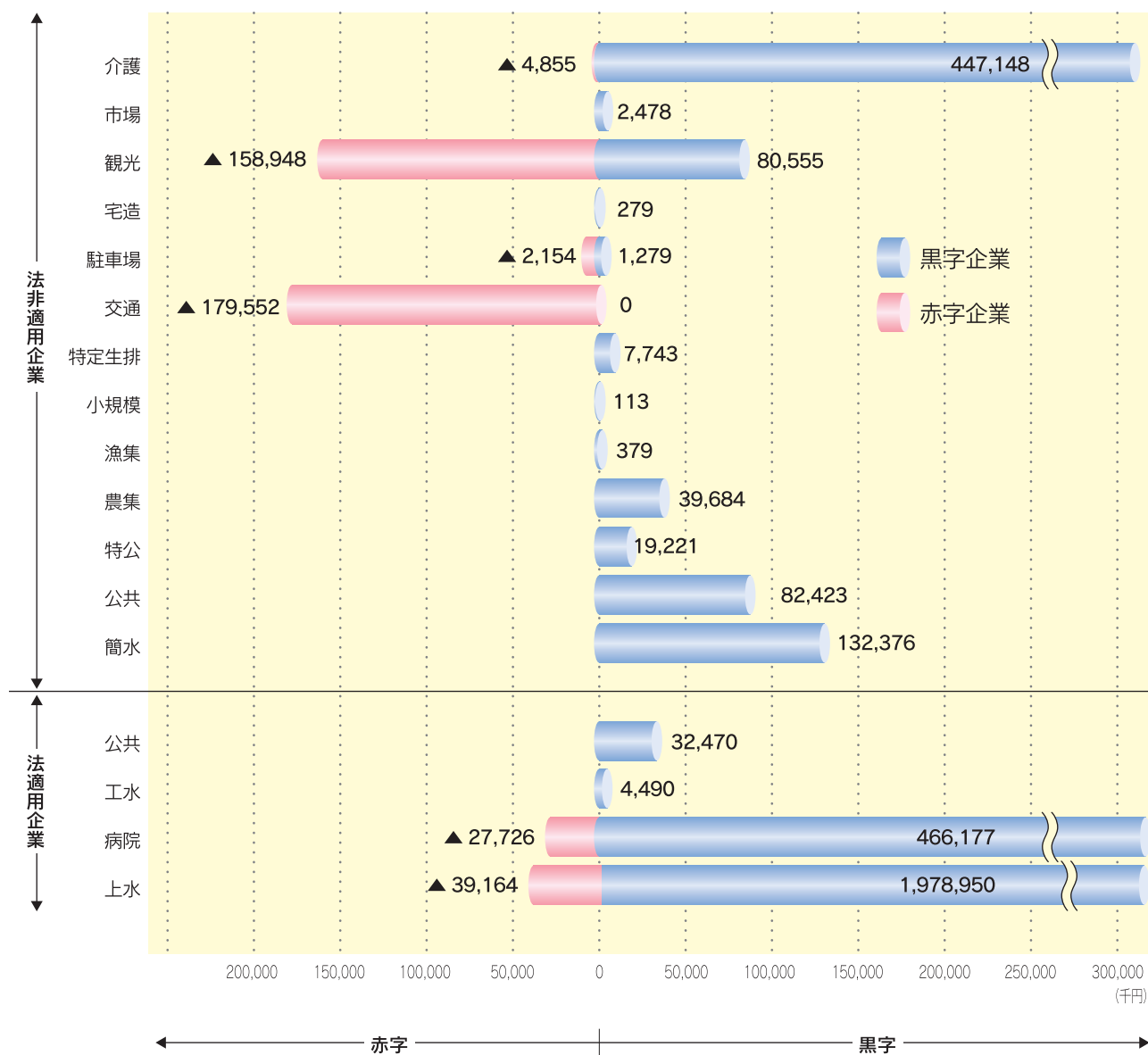
3. 経営状況

公営企業の経営状況はどうなっているのでしょうか？

公営企業の経営状況は、全体として黒字基調にあります。法適用企業は24億1千5百万円の黒字決算（前年度と比べ7千5百万円の減）、法非適用企業は4億6千8百万円（前年度と比べ5千4百万円の増）となっています。

事業の種類で見ると、法適用企業では、赤字決算となる事業はありませんが、法非適用企業は観光事業、駐車場事業、交通事業が赤字決算となっています。

実質収支の状況



財政講座

公営企業において地方公営企業法を適用することのメリット

地方公営企業法は地方公営企業の財務規定等を定めた法律で、簡易水道を除く上水道事業や自動車運送事業等の7事業については、この法律が適用されます。

しかしながら、県内でも多くの公営企業が存在する簡易水道事業や下水道事業については、条例で定めれば適用できるとされているだけで、適用が義務づけられていません。

公営企業法を適用し、企業会計方式に移行するには、手間や費用がかかり、容易な作業ではないことは事実ですが、期間損益計算により使用料の対象原価が明確化することにより使用料が適切に算定されることや、独立採算性の原則の徹底により、職員の経営意識、コスト意識を向上させる等の効果も期待されることから、財政状況の厳しい時ほど、その必要性が高いと考えられます。

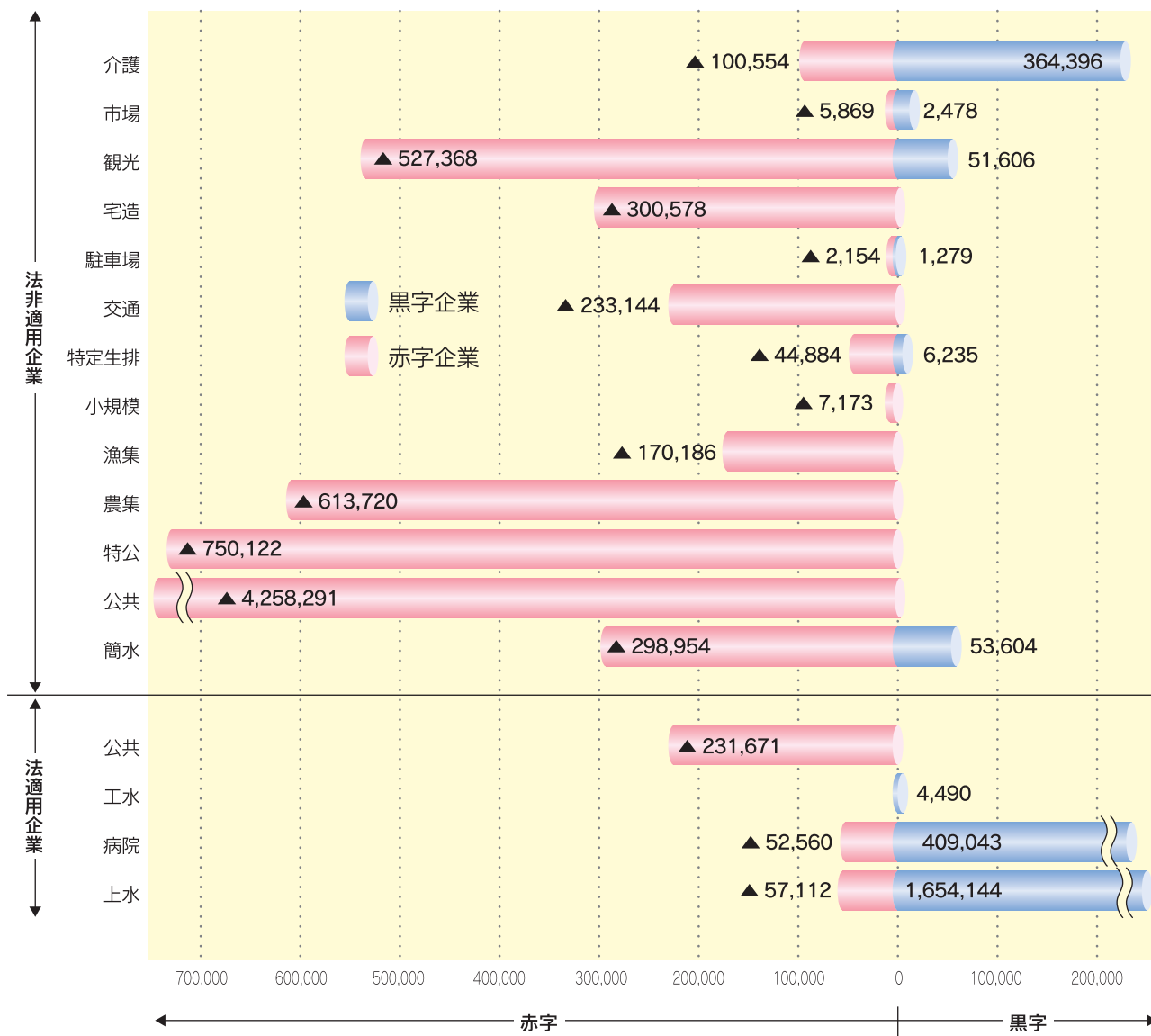
4. 繰入金の状況

公営企業の実質的な経営状況はどのようになっているのでしょうか？

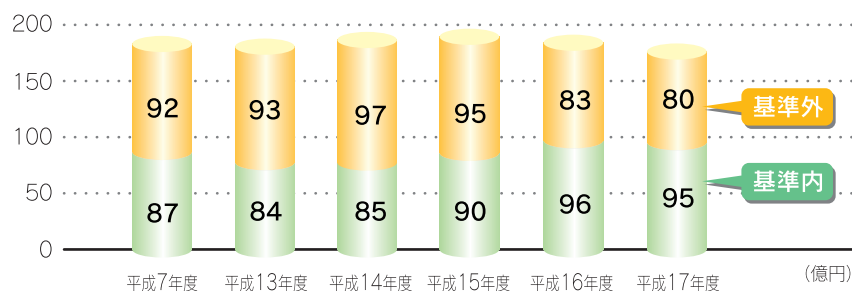
公営企業に対する他会計からの繰入金の総額は175億円で、前年度と比べて4億円減少しています。事業別では、下水道事業の繰入金が136億円と繰入金総額の78.0%を占め、次いで簡易水道事業の繰入金11億円となっています。

この繰入金のうち基準外繰入※（総額80億円）を実質収支から差し引くと、多くの企業が赤字決算となります。これは、公営企業が他会計からの繰入金に過度に依存する財務構造に陥っている状況を示すもので、各企業において、今後、外部委託の活用など、効率的なサービス供給のあり方を検討し、料金収入を収益の基礎とした自立的、計画的な事業運営を行うことが求められています。

基準外繰入を除いた場合の実質収支の状況



繰入額の推移



※基準外繰入（繰出基準）

公営企業は、経費の負担区分の原則を前提とした独立採算制により運営されており、一般会計等が負担すべきこととされる経費以外の経費については、企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされています。この一般会計が負担すべきものを定めたものを、繰出基準と呼び、具体的には水道事業における消火栓設置にかかる費用などがあげられます。この基準によらない公営企業の財源補てんのための繰入は基準外繰入と呼ばれ、独立採算の考えから望ましくないとされています。

7 第三セクター等の状況

1. 第三セクター

第三セクターとはどのようなものでしょうか？

第三セクターとは、国や地方公共団体などの公共部門（第一セクター）と民間部門（第二セクター）との共同出資で設立された事業主体を言います。

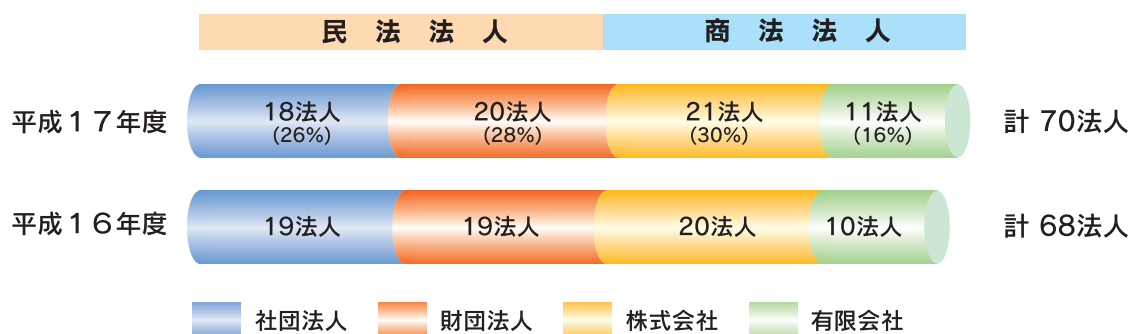
第三セクターを設置する目的は、①プロジェクトの大規模化に伴う資金不足対策として民間資金の導入を図る、②地域開発、都市計画などは、公共及び民間双方の部門に関わる包括的な事業であり、両者が一体となって事業を行うことにより効果が上がることなどがあります。

第三セクターはどのような事業を行っているのでしょうか？

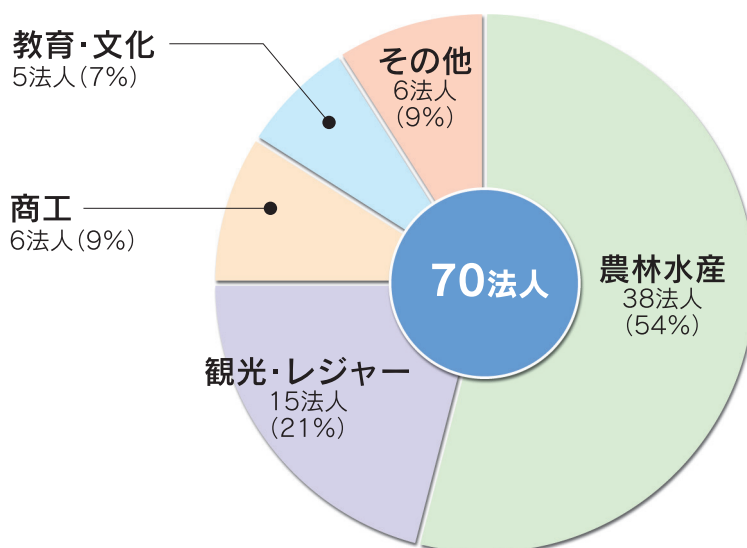
県内の市町村が全体の25%以上の出資を行っている第三セクターは、平成17年度末で70法人あり、法人分類別に見ると社団法人、財団法人の民法法人が38法人、株式会社、有限会社の商法法人が32法人となっています。

また、業務分類別にみると、農産物加工会社などの農林水産関係の業務を行う法人が38法人と最も多く、次いで観光・レジャー関係（15法人）、商工関係（6法人）の順となっています。

法人分類ごとの第三セクターの推移



業務分類ごとの第三セクターの設置数



財政講座

土地開発公社や第三セクター等の健全な運営確保

今後予定されている「公会計改革」の推進や「新しい地方公共団体の再生法制」の整備により、土地開発公社や第三セクター等を含めた「財務書類」や「新たな財政指標（ストック指標）」が導入されることとなりますが、土地開発公社や第三セクター等の経営状況の悪化は、出資団体の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなるため、健全な運営の確保について、積極的に取り組む必要があります。

2. 土地開発公社

土地開発公社の経営状況はどうなっているのでしょうか？

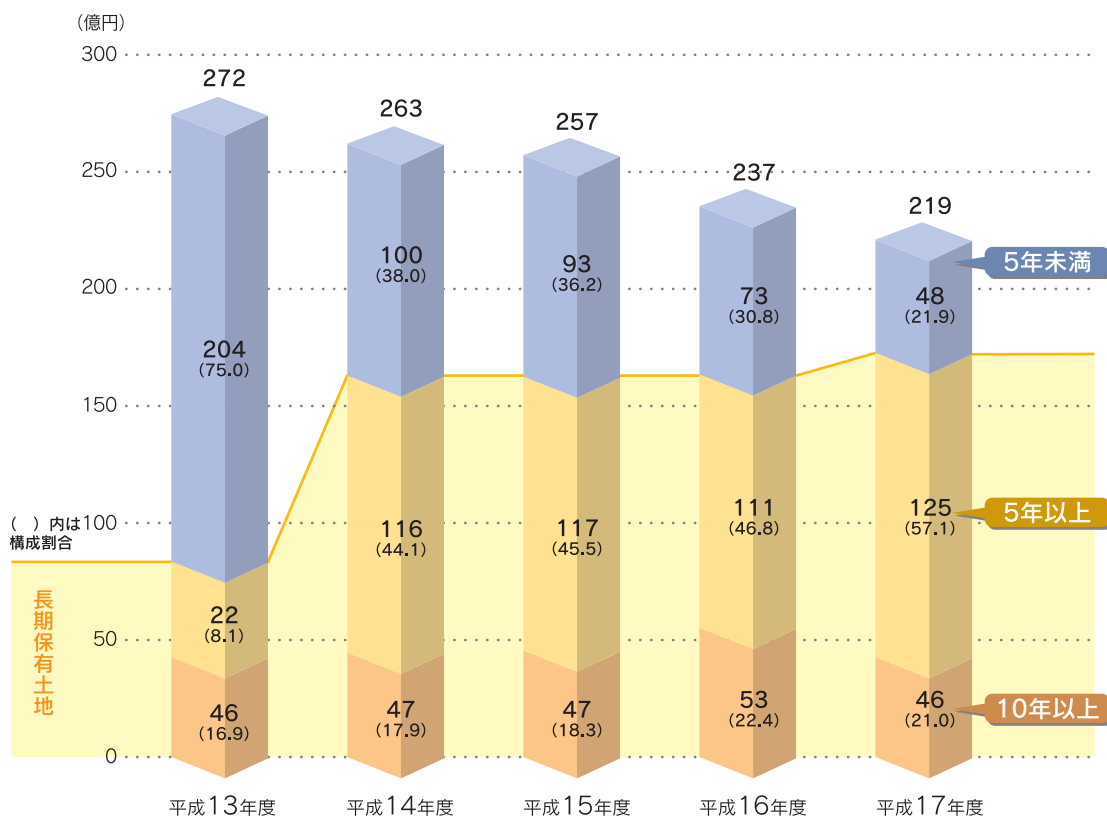
土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、公有地の計画的な取得、拡大を推進することにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を図るために設立される特別法人で、県内には平成17年度末で17の公社が設立され、公共用地の先行取得等の業務を行っています。

土地開発公社は、民間金融機関から自由に資金借入ができることや土地取得手続きが機動的・弾力的に行いうること等から積極的に利用されてきました。

しかしながら、近年では地価の下落に伴い再取得価格（公共団体が公社に委託した土地を買い取る価格）が実勢価格より割高になる事例や、5年以上の長期保有土地が公社の所有する土地の約8割に達する等の問題が生じています。

今後は、新たな土地の取得については慎重に検討し、現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努めるとともに、土地開発公社の在り方について抜本的な検討を行う必要があります。

土地開発公社の保有土地の状況（保有期間別）



財政講座

土地開発公社の長期保有土地の問題点

土地開発公社は、民間金融機関から資金を調達し用地の取得を行っているので、取得した土地が長期にわたって、売却できない場合、その間借入金の利子を払い続けることとなります。この利子相当額は、公共団体から取得の依頼を受けた土地であれば再取得価格に上乗せされ依頼元の団体に請求され、公社が独自の事業として取得した土地であれば、実勢価格との乖離が公社自身の損失となり、最終的には税金で負担されることとなります。このため、特に長期保有土地については、用途を再検討し、処分を積極的に行うなど、早急な対策が必要となります。